

動物倫理における宗教的言説の可能性

鬼頭 葉子

(和文要旨)

本稿の目的は、動物への配慮（ケア）に関して、宗教的言説が果たしうる可能性について考察することである。動物倫理は、これまで功利主義あるいは義務論に基づくアプローチを主として考察されてきた。シンガーは功利主義の観点から、種差別を批判し、人間の支配からの「動物の解放」を主張する。リーガンによれば、人間は、個別の動物が固有に持つ価値および「動物の権利」を尊重する直接的義務を有する。さらに C.ダイヤモンドや M.C.ヌスバウム等の研究は、シンガー等の動物倫理を批判的に捉え両者の限界を超えようとする。シンガーからヌスバウムに至る思想において共通する点は、動物利用や肉食などそのものについて、価値や意味づけをせずに合理的に考察する点である。他方、動物との関わりにおける人間の行為は、宗教的背景や信条的動機づけと不可分でもある。日本の宗教的慣習である「動物供養」は、日本文化に深く浸透しているが、動物に対する搾取を規制する倫理として機能するとは言い難い。キリスト教倫理の観点からは、動物を「隣人」として捉える考え方もある。「隣人としての動物」概念は、「善きサマリア人」の物語倫理（narrative ethics）に基づくため、義務や規制としてではなく、動物も含めた他者（stranger）への応答をいかにするべきかを個々人に問い直す機能としてはたらく。

(SUMMARY)

This paper aims to consider animal care from a religious perspective. The subject of animal ethics has been considered primarily in terms of two different approaches: utilitarian and imperative. Peter Singer criticizes speciesism in his writings, and argues for “animal liberation” from man’s domination. According to Tom Regan’s theory, people have a direct duty to protect the inherent value of individual animals and their “animal rights.” However, these two familiar approaches have logical limits. In attempts to transcend these limits, philosophers such as C. Diamond and M. C. Nussbaum have criticized Singer and Regan for their theories. From Singer

to Nussbaum, philosophers have a common viewpoint about using animals for food: they analyze the matter rationally and free it from meanings and values. On the other hand, human's actions involving animals are inalienably linked to religious backgrounds and motivations. Holding a Kuyou (Japanese memorial service) for animals has become a common practice for many Japanese people, but this does not promote the development of an ethic that will inhibit the exploitation of animals. From the perspective of Christian Ethics, animals are neighbors. Because the concept of "animal neighbors" is based on the "narrative ethics" in the story of the "Good Samaritan," it is not a concept suggesting the idea of duties or rules. The concept of "animal neighbors" leads people to respond not only to other people, including strangers, but also to animals.

はじめに

動物への配慮 (caring) あるいは動物倫理 (animal ethics) をめぐる諸問題は、近年の倫理学領域において重要な位置づけを有している。応用倫理の一分野としてのみならず、倫理学史・哲学史において合理性を持った人間以外の存在についての考察および配慮が手薄であった事実と、「理性的な」人間のみを中心とした社会・生活環境の持続可能性が問われる現在の世界状況を鑑みれば、今日の動物倫理の重要性は当然の帰結ともいえよう。

動物倫理についての考察は、これまで功利主義あるいは義務論に基づくアプローチが主流となって行われてきた。前者を代表するのが P. シンガーであり、動物も人間同様、快苦の原理に基づいて行為するという観点から、動物に対する不当な苦痛の削減を目指し、動物であるがゆえに倫理的配慮の対象から除外しようとする「種差別 (speciesism)」を批判する立場をとる。他方、後者の義務論に基づく代表的な考察は T. リーガンによるもので、個々の動物が有する生来的な権利と尊厳の尊重を唱える立場である。またシンガー、リーガンらの主張を批判的に捉えつつ、両者の限界を超えようとする論者も登場している (C.ダイヤモンド、M.C.ヌスバウム等)。

これらのシンガー、リーガン、ダイヤモンドやヌスバウムといった諸学説の系譜は、筆者の見解ではいずれも倫理的立場における宗教的背景や宗教性を考慮しない点において共通していると思われる。とりわけ功利主義は、ある行為が正当であるか否かの基

準に、定量的でない価値や道徳的判断を持ち込まないという特徴において、説得力を持った思想的立場であろう。しかし動物の「無用な苦痛」を減らすという観点では、功利主義は有効な手段として機能しうるものの、動物を「利用すること」や、「殺害すること」、「死を与えること」そのものについて価値（非価値）を見出すかどうかを問うことはできない。他方、動物犠牲や肉食といった人間の行為は、宗教的背景や宗教信条的動機づけと不可分であった。また現代の菜食主義者においても、倫理的ベジタリアンであると自認する人々の多くに宗教的言説による意味づけを見て取ることができる¹。本稿は、動物倫理の論争の経緯を追いつつ、動物倫理における宗教的言説の可能性を探求する試みを行う。

1 動物をめぐる倫理学・哲学的言説

従来の倫理学・哲学的言説において、動物と人間とは、「異なる存在」という点が強調されてきた。デカルトは、動物には合理的思考を行う人間とは異なり理性がなく、苦痛もおぼえないという「動物＝機械論²」を唱え、一方ベンサムは、快苦の原理を基準とする功利主義に基づき、動物に理性があるか話すことができるかという点に関わりなく、動物も人間同様に苦痛をおぼえる存在であると提唱した³。動物をいかなる存在として捉えるかについてはそれぞれ異なるものの、動物が「人格（person）を持つ人間」とは異なる存在者であるという点は彼らに共通する。どちらの見解でも、個別の動物は個々の人格を有する人間同様の尊厳や固有の権利を有する存在ではないと認識されている。また人間の人格概念を厳格に提唱するカントの見解では、動物に苦痛を与えてはならない理由は動物自体の尊厳とは無関係に、動物を残酷に扱う人間は、仲間の人間に対する残酷性をも増すためである⁴。動物は人格のように、それ自体として目的とされ

¹ Lisa Johnson, “The Religion of Ethical Veganism” in: *Journal of Animal Ethics*, vol.5, No.1, 2015, pp.31-68.

² René Descartes, *Discours de la Méthode, Discours V* (Nabu Press, [1637] 2010). (デカルト『方法叙説』三宅徳嘉・小池健男・所雄章訳、白水社)

³ Jeremy Bentham, *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, (New York: Prometheus, 1988 [1781]), pp.310-311. (ジェレミー・ベンサム『道徳および立法の諸原理序説』世界の名著38、山下重一訳、中央公論社) デカルトやベンサム等に始まる動物に関する哲学・倫理学説の歴史的概要については、拙稿「現代キリスト教思想における動物倫理の位置づけ」『宗教哲学研究』(宗教哲学会)第32号、2015年3月、81-94頁を参照されたい。

⁴ Immanuel Kant, “Lectures on Ethics. Duties Towards Animals and other Spirit”, in: *Animal Rights. A Historical Anthology*, ed. Andrew Linzey and Paul Barry Clarke, (New York: Columbia University Press, 2004[1990]), pp.126-127. Cf. 一ノ瀬正樹『死の所有 死刑・殺人・動物利用に向きあう哲学』東京大学出版会、2011年、285-286頁。

尊重される主体ではなく、人間の人間に対する道徳的義務を通してのみ考慮されるのである。T.リーガンの言を用いれば、カントの視点において、人間は動物に対して「間接的義務 (indirect duties)」しか負っていない⁵。

20世紀を代表する倫理学・政治哲学者J.ロールズの理論においても、動物は社会を構成する過程の「構成メンバー」とは見なされない。『正義論』の中でロールズは、正義の原理は全ての人格に平等に基本的権利を要請するものであって、原理適用に関して動物は除外するものと想定する、と記述している⁶。公正な社会を構築するための「原初状態」に基づく社会契約に関わる当事者は、「道徳的主体 (moral agent)」として行為しうる人格のみに限定されるのである。道徳的に行為し得る主体のみが構成メンバーとして数えられるロールズの社会契約については、彼の正義論を批判的に継承するヌスバウムから、限定された正義原理の適用対象が動物を除外するのみならず、十全な理性的合理能力を持たない知的障がい者・精神障がい者らをも排除した前提で社会が構築される事態を招くことが指摘されている⁷。動物をめぐる倫理学・哲学的言説は、近年(2000年代以降)ではとりわけ、共同体における障がい者やマイノリティなど多様なメンバーに対する正義の問題へもつながる論点の広がりや社会的視座を有する事柄として捉えることができる。

2 シンガー／リーガンの動物倫理

続いてシンガーおよびリーガンの動物倫理について、その理論的特徴および問題点を概観してみたい⁸。シンガーが依拠する功利主義は、効用によってその行為の正当性が保証され、行為の道徳的動機や規則の選択を問わない帰結主義を取る⁹。効用という観点からは、苦痛をおぼえる動物ならば種に関わりなく、あらゆる動物が平等に扱われる

⁵ Tom Regan, *The Case for Animal Rights*, (Oakland: University of California Press, 2004[1983]), pp.174-185.

⁶ John Rawls, *A Theory of Justice, revised ed.* (Cambridge: Harvard University Press, [1972]1999), pp.660-671. (『正義論』川本隆史・福間聡・神島裕子訳、紀伊國屋書店、2011年)

⁷ Martha C. Nussbaum, *Frontiers of Justice. Disability, Nationality, Species Members*, (Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press, 2006), p.170. (マーサ・C.ヌスバウム『正義のフロンティア：障害者・外国人・動物という境界を越えて』神島裕子訳、法政大学出版局、2010年)ヌスバウムの「可能能力アプローチ」は、身体的ニーズや感覚・感情の充足を求める障がい者、また同様のニーズを持つ動物にも適用される。

⁸ シンガー／リーガンの学説についての詳細は、前述した拙稿「現代キリスト教思想における動物倫理の位置づけ」『宗教哲学研究』第32号を参照のこと。

⁹ 伊勢田哲治『動物からの倫理学入門』名古屋大学出版局、2008年、6-24頁。

ことになる。シンガーによれば、ある生物群と「神聖な生命」を持つ人間との境界を、種という区分と完全に一致させようとする立場こそが「救いがたいスピーシーシズム」となる¹⁰。シンガーの理論は功利主義に基づくがゆえに、動物を人間の利益のために一切利用してはならないという道徳法則ではなく、社会における動物の扱いの具体的改善、実験動物の代替・削減や、食肉に利用される動物の生における福利改善、すなわち「動物の福祉 (animal welfare)」を推進する理論となった。

シンガーの理論が実践的な「動物の解放」運動へと実を結んだことは評価に値する。しかしシンガーの理論上の限界もまた、功利主義の内にあると考えられる。C. ダイアモンドが指摘しているように、動物に苦痛を与えないためにベジタリアンであることを決めた功利主義者の眼前で、仔羊が交通事故に遭って死亡した場合、この功利主義者らは、仔羊に意図的に苦痛を与えることなく食することができ、仔羊の肉を無駄にすることもないという素晴らしい幸運を喜ぶべきだ、といった状況である¹¹。この論法からは、ペットとして名前をつけ可愛がった動物が自然死した際にも、それを食することは間違っていないという主張に合理性があることになるが、果たしてそれがペットとしての動物に対する適切な配慮であるかは疑問である。このような事態は、個別の動物に対してどう扱うべきか、「この」動物をどのように配慮すべきか、といった問いについては、功利主義が考察する対象としないがために陥る帰結の一例である¹²。

他方、シンガーの功利主義に対し義務論的アプローチを行うのがリーガンである¹³。リーガンの動物倫理は、合理能力を持った人間のみを道徳的配慮の対象とみなし、動物への配慮を「間接的義務」と捉えるカントやロールズの理論への批判的立場から出発す

¹⁰ Peter Singer, *Animal Liberation*, 2009 ed. (London: Harper Collins Publishers, [1975]2009), pp.18-19. (ピーター・シンガー『動物の解放 改訂版』、戸田清訳、人文書院、2011年)

¹¹ Cora Diamond, "Eating Meat and Eating People", in: *Animal Rights. Current Debate and New Directions*, (Oxford: Oxford University Press, 2004), pp.99-100. (コーラ・ダイアモンド「肉食と人食」キャス・R. サステイン/マーサ・C.ヌスバウム編『動物の権利』安部圭介・山本龍彦・大林啓吾監訳、尚学社、2013年、136頁。) コーラ・ダイアモンドは「事故に遭って死んだ動物の肉なら食すべきだ」という功利主義の論法に反論している。なおダイアモンドのこの論考自体は、1978年初出である。

¹² John M. Coetzee, *The Lives of Animals*, (Princeton: Princeton University Press, 1999, pp.87-90). (J.M. クッツェー『動物のいのち』森祐希子・尾関周二訳、大月書店、2003年、148-154頁。) 同書には、シンガー自身が「個々の動物に痛みを与えずに殺すことができ、別の個体が交替して幸福に暮らすならば、種全体の幸福は変わらない」と主張して娘に批判される父親「ピーター」として登場する「フィクション」を寄稿している。

¹³ R.M.ヘアのように、行為功利主義と義務論の立場を両立しようとした議論もあるが、本稿の主題とは離れるため、ここでは扱わない。功利主義と義務論の関係については以下の文献を参照。伊勢田哲治『動物からの倫理学入門』名古屋大学出版会、2008年、19-41頁。

る¹⁴。同時にリーガンは、シンガーの功利主義が個別の動物への配慮を保証しないがため、社会全体にとっての福利という観点から動物利用が正当化されてしまうことを批判し、動物倫理に「権利 (rights)」の概念を導入しようと試みた¹⁵。よって食肉や実験などのあらゆる動物利用は、動物個体の固有の生存権を侵害するため、一切認められないという帰結に至る。

しかしリーガンの権利概念は、シンガーの問題点（個別の動物に対する配慮、自然死した動物の肉食問題）を捕捉しうる一方で、「すべての動物個体」に侵害を許されない固有の権利を見出そうとすることによって、新たな困難にぶつかることになる。そこでリーガンは、固有の権利を持つ動物を「一歳以上の精神的に健康な哺乳動物」に限定せざるを得なくなっている¹⁶。当然ながらリーガンのこの見解に対しては、哺乳類以外にも配慮を受けるべき動物は多く存在するのではないかと、という反論を想定することができるだろう。さらに深刻な問題点は、野生動物の捕食関係をどのように捉えるべきかという論点である¹⁷。種の保存のために、動物の捕食関係において、個別の動物（弱い個体等）が犠牲となることは不可避の事柄である¹⁸。リーガン流の個別の動物の尊厳は、動物が自然の状態で食べる - 食べられる関係にある以上、人間の「個人」同様に保全することはできない。

3 シンガー／リーガンに対する批判的論点

動物に関する配慮や正義の問題に関して、新たな論点を提供しているのは、M.C.ヌスバウムや C.ダイヤモンドらである。既に触れたように、ヌスバウムはロールズ正義論の批判的継承を行い、ロールズが社会契約の段階で除外した「理性的合理能力を欠く存在」（障がい者・動物等）を共同体のメンバーとして考慮に入れるべきことを主張している。ロールズの『正義論』では、動物は人間に「あわれみ (compassion)」の義務を負わせる存在とされるものの、正義原理や社会契約の適用範囲に動物は含まれていな

¹⁴ Tom Regan, 2004[1983], p.164.

¹⁵ Ibid., pp.235-265.

¹⁶ Ibid., p.78.

¹⁷ 筆者のこの論点は、以下の文献においても共有される。Cf. George L. Frear, Jr., “Biblical Stimulus for Ethical Reflection” in: *Good News for Animals?*, ed. Charles Pinches and Jay B. McDaniel, (Maryknoll: Orbis Books, 1993), p.4.

¹⁸ John B. Cobb, Jr., “Economics for Animals as well as People” in: *Good News for Animals?*, ed. Charles Pinches and Jay B. McDaniel, (Maryknoll: Orbis Books, 1993), p.173.

い¹⁹。

これに対してヌスバウムは、従来の「権利」概念が道徳的行為を自らの判断で行いうる主体に限定されて用いられてきた事態を批判し、権利主張や能動的かつ主体的な権利行使ができない動物や障がい者らもまた「権原 (entitlement)」を有することを明言している²⁰。「権原」は、カントが想定したように理性的合理能力や人間性 (humanity) のゆえに付与される概念ではなく、また人間が動物をあわれみや生命尊重の道徳の対象として扱うべきという「間接的義務」に由来するものではない。個別の存在が尊厳を持って自己の可能性を最大限開花させることを促す社会正義の方法論を、ヌスバウムは「可能能力アプローチ (capabilities approach)」と呼ぶ。知的・精神障がいのある人々に社会を構成するメンバーとしての尊厳が与えられるためには、人間を理性的存在としてみなすだけでなく身体的ニーズを含めた存在であるとみなさねばならない。ロールズが依拠する人間の合理性は、身体性を含めた「動物性 (animality)」が機能する一つの仕方であり、我々の尊厳の一側面に過ぎないとみなすことによって、ヌスバウムは多くのニーズを必要とする障がいのある人々の要求は、その可能的力を開花させよう、「可能能力アプローチ」によって充たされねばならないと論じている²¹。

さらにヌスバウムは動物への配慮に関する功利主義の利点と問題点を指摘している。功利主義は、動物が扱われる現状において苦痛を軽減することに資する理論ではあるが、ヌスバウムによれば、動物が、それを知るすべもない価値ある生を発展させる機会を剥奪されているのか否かについて功利主義は応答することができない。例えば功利主義の立場では、人間が利用するためだけに生まれる食肉用動物の誕生は、動物の苦痛を減少させることのみで配慮すれば、社会全体の福利を増大させることにつながる。しかし食肉用動物が生を受けることが、本当に喜ばしいものかどうかについて、功利主義はやはり沈黙せざるを得ない。そして功利主義が社会全体にとっての益を基準とする以上、ヌスバウムにとって功利主義は、多様な善の追求を可能にするリベラルな社会を脅かす批判的対象として捉えられるのである²²。

他方ダイヤモンドは、シンガーとリーガンの動物倫理について、「種差別」概念をめぐる批判を加えている。ダイヤモンドは、動物への種差別は人種差別や女性差別と同様

¹⁹ Rawls, [1972]1999, pp.660-671.

²⁰ Nussbaum, 2006, p.328.

²¹ Ibid., p.170.

²² Ibid.

にまちがっていると彼等が主張する点に疑問を抱く。彼女が提示する事例によれば、人間が人間の肉（死者の肉であっても）を食べないのは、それが「同じ種であるから」という理由からではなく、その人間との関係性に由来する。しかし「動物の肉を食べること」は、「人間の肉を食べること」と道徳的に等価であるため、動物を食べることを禁止すべきだというリーガンの理屈は²³、裏を返せば、「動物の肉を食べること」を承認するならば、等価である「人間の肉を食べること」も認められることになり得る。このような肉食の是非に関するリーガンの主張、および前述したシンガーの肉食に対する立場（自然死、事故死した動物の肉を食することは合理的である）について、ダイヤモンドは、むしろ人間を中心起点として捉える「種差別の再来」ではないかと批判し、ダイヤモンド自身は「同胞（fellow）としての動物²⁴」という視点を採用する。「同胞」概念とは、動物をその権利や能力、利益や生物学的特徴といった観点から判断するのではなく、動物を「この地上に生まれた死ぬべき運命にある私達の同胞」として扱い、人間が彼らと「運命を共にする」存在であるとみなす理解である。動物の道徳的扱いを訴える「声を聞く」ことは、動物が我々の同胞である人間の言葉を話すのを聞くことと同等とみなされる。このように、人間自身を動物と同じ地平において思索を始める立場は、動物倫理において、人間の側から思考する功利主義および義務論を超え、新たな視点を獲得し得るのではないかと考えられる。

筆者はヌスバウムやダイヤモンドの議論が、動物倫理に新たな道筋をつけたことを評価するが、なお残る問題を指摘しておきたい。ヌスバウムの「可能能力アプローチ」は、彼女の主張によれば、功利主義とは異なり、個々の生き物を効用計算に埋没させることなく、生き物が社会全体の目的のために利用されることはないとされる。しかしある生き物が「繁栄・開花する」ための機会を与えられているか否かを判断するのは、「正当に評価された種の規範」であるというヌスバウムの判断基準については疑問が残る²⁵。人間とは異なるある生物種を、人間の視点ではなく「正当に評価された種の規範」によって位置づけることが本当に可能だろうか。筆者は、人間の生活に損益をおよぼす「害獣」のような生物に対して、損得勘定抜きに人間の観点から正当に評価することは困難であるという事例によって、ヌスバウムに反論しようと考える。ヌスバウムは本事例に

²³ リーガンは動物の食肉利用を認めないが、シンガーは劣悪な環境で育つ家畜でなければ食用も容認する。

²⁴ Diamond, 2004, p.103.

²⁵ Nussbaum, 2006, p.347.

ついで、犬よりネズミの方が可能力の種類も量も少ないため、公衆衛生の観点からもネズミの駆除を行うことは合理的であるとしつつも、ネズミの命それ自体の価値が犬の命より劣ることを意味しないと述べる²⁶。しかし可能力を算定し、その可能力を生かす機会を付与する決定権が人間の手の内にあるならば、ある動物種に対し何らかの価値づけを行っていることになる。特定の動物種に権原を付与する地位が人間にあるとしたら、人間がその動物を利用し搾取する誘惑をまぬがれると主張する根拠はどこにもないだろう。また筆者は、ダイヤモンドのいう「同胞」概念もまた、同胞とは誰か、どこまでが「同胞」なのかといった新たな問いを引き起こすと考える。同胞概念には、「正義、慈愛、友情、協力」といった概念の拡張だけではなく、同胞としての動物の独立性（「好敵手」等）をも含む。ダイヤモンド自身も、「害獣（vermin）」という観念が、時にはある動物を同胞のなかから排除する観念として用いられると指摘するように、「同胞」とはどのような存在かということが、人間の側から規定される可能性があることは明らかである²⁷。本来「同胞」概念、すなわち自分自身と他のある者が「同胞である」と宣言することは、互いの合意なくしては成立しえない関係にある概念ではないだろうか。「人間の同胞としての動物」というダイヤモンドの提唱する見解は、動物を「人間の同胞」と見越して、人間の側から発信される論理にとどまる可能性が高いように思われる。ここまで概観してきた動物倫理の幾つかの学説は、それぞれ異なる新たな論点において優れた内容を持ちつつも、動物利用や殺害そのものを含め、動物にどのような扱いをするべきか、といった特定の価値や美徳の問題を回避する点で共通すると考えられる（功利主義においては顕著な特徴である）。それでは動物倫理に関して価値や美徳を問うとしたら、はたして宗教的言説はその役割を担うのだろうか。続いて動物に関する宗教的言説を辿って考察してみたい。

4 動物倫理をめぐる宗教的言説

4-1 現代日本社会における動物倫理と宗教的言説

動物の利用や肉食に関して、古来、宗教が果たしてきた役割は多大であろう。特定の動物への聖性付与や、動物殺傷や肉食に対する禁忌、あるいは動物供犠などの行為は、宗教的信条や儀礼の名の下に行われてきた。それを考慮するならば、人間と動物との関

²⁶ Ibid., pp.387-388.

²⁷ Diamond, 2004, p.139.

わりをどのように考慮するべきかといった何らかの価値をめぐる動物倫理を考える上で、宗教について考察することは重要でありまた理にかなっている。また同時に、現代社会において「宗教」が持つ役割が大きく変容していることも事実であり、宗教学領域においても、「宗教」の概念が繰り返し再定義され続けている²⁸。よって本章では、宗教概念そのものを論じるのではなく、動物倫理の推進という観点から、動物倫理と、一般的に流布している宗教的言説の関連について考察することを目的とする。

2013年の米国での調査によれば、アメリカの自覚的な成人の倫理的完全菜食主義者（ethical vegan）および倫理的菜食主義者（ethical vegetarian）らが持つ信念は、合衆国連邦法の定義によれば「宗教」とみなされるという²⁹。各判例において「宗教」と定義された内容は、有神論的信条だけでなく、生、目的、死などに関する究極的な観念をも含んでいる。例えば動物の肉を食べない理由として、「神の被造物を食べることはできないから」「教会でそう教わったから」など明らかにキリスト教的な背景をもつ理由もあれば、「全ての生命は聖なるものだから」「何らかの究極的あるいは包括的な「真理」と自己との一体性を感じるから」といった、特定の宗教・教派に根拠をおかない「宗教的な」理由も見られる。有神論的な立場をとるか否かの違いはあるにせよ、宗教的に固定化された規制や禁忌としてではなく、何らかの「宗教的言説」が倫理的菜食主義の動機づけとして機能していることは明らかである。

現代の日本においてもまた、殺生を戒める強力な宗教的禁忌を守る人は極めて少数であろう。しかし岸本英夫が述べたように、「宗教とは、人間生活の究極的な意味をあきらかにし、人間の問題の究極的な解決にかかわりをもつと、人々によって信じられているいとなみを中心とした文化現象」（傍点引用者）であり³⁰、実際に「信じられている」営みであると考えれば、現代の日本社会においても「宗教」が動物倫理との関わりを持つ可能性は十分に考えられる。「宗教」について論じる前に、筆者の立場を明確にしておきたい。筆者は動物への配慮問題における「学」としての倫理と、「宗教」を二項対立、あるいは倫理を宗教によって超克されるべきものと捉えているのではない。筆者は、倫理と宗教が極めて密接な関わりにあること、また特定の価値や美德が問われずにきた従来の動物倫理において、倫理的行動への動機づけとして、価値規範や美德を前

²⁸ Cf. 磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜—宗教・国家・神道—』岩波書店、2003年。

²⁹ Lisa Johnson, “The Religion of Ethical Veganism” in: *Journal of Animal Ethics*, vol.5, No.1, 2015, pp.31-68.

³⁰ 岸本英夫『宗教学』原書房、1961（2004）年、17頁。

提とする宗教的「言説」が機能的にはたらく可能性があるのではないかと考える。以下にその論拠について見解を述べる。

少々時代を遡り世紀末を迎えるにあたって、村上陽一郎は、日本社会の構造からは「組織宗教が保証するような、決定的な禁制、あるいは抑制の原理はうまれない」が、むしろそれを肯定的に捉え、日本における「節度と後ろめたさの感覚」こそ、「既成の組織宗教が失敗してきた自然搾取への歯止めとなる」と評価している³¹。その象徴である動物慰霊碑の建立や動物供養のような行為は、「自然への畏敬と表裏をなす、人間の行為の身勝手さへの後ろめたさ」を表現するものであり、明確な倫理的束縛とはならないが、むしろそれゆえにこそ、搾取への自律的な抑制機能としてはたらくと村上は言う。

また近年の日本の動物倫理分野では、伊勢田哲治による考察が成果を挙げているが、伊勢田は実験動物の供養や慰霊祭に着目し、欧米の動物倫理の中核となるシンガーの「動物福祉」でもなく、リーガンの「動物権利論」でもない、「日本独自の動物倫理」の可能性を示唆している³²。日本の動物実験施設に多く見られる動物慰霊碑の設立や、実験動物供養などの行為は、「犠牲を無駄にしない倫理」に基づくものであり、ある実験における動物利用が正当かつ必要なものであったかどうかを「事後にしつこく振り返る」ことによって、あらかじめ厳格な規制を行う欧米流とは異なるあり方の動物倫理になりうるとの見解である。伊勢田による日本流動物倫理の提唱は、宗教学の問いから出発した村上とは当然ながら異なる立論であり、伊勢田は動物供養においてはむしろ「感謝」や「哀悼」といった「非宗教的な感情」が強調されると捉えているが、「供養」の感覚に何らかの倫理的規制の機能を期待する結論に至る点では、両者に共通の地平があると理解できるだろう。「供養」の感覚が、動物利用への感情・感覚として、日本の状況においてはある程度の普遍性を有することは否定できない。しかし先に引用した岸本英夫の宗教定義に基づくならば、「供養」行為の背景に人間の業や生命を奪った後ろめたさといった取り返しようのない、解決しようのない感覚があり、その感覚に対するに何らかの解決策として、それを信じる人間が存在する限り、「感謝」や「哀悼」が宗教的言説としての機能から全く中立であると論証することは難しい。

それでは動物を利用した後の「供養」という、集団による感謝や哀悼の行為は、倫理

³¹ 村上陽一郎「宗教と非宗教のあいだ」、村上陽一郎・細谷昌志編『叢書 転換期のフィロソフィー 第四巻 宗教—その原初とあらわれ』ミネルヴァ書房、1999年、9-15頁。

³² 伊勢田哲治「動物実験の倫理—権利・福祉・供養—」、一ノ瀬正樹・新島典子編『ヒトと動物の死生学—犬や猫との共生、そして動物倫理—』秋山書店、2011年、107-130頁。

的規制として機能しうるだろうか。筆者自身は「供養」という行為に、しかもそれが集団によって支持されるという側面を見出せるという論拠に基づき、「供養」には倫理的規制機能よりも、「後ろめたさ」を解決する宗教的な「浄化装置」としてはたらく要素が大きいと主張したい。また「追善供養」のような宗教的行事は、故人の「供養」を目的に集合した親族の結束を強化したり、現状を追認したりする機能を有するが³³、動物への「供養」にもまた、人間集団の結束確認や現状肯定の要素があるとすれば、果たして動物に対する搾取や無駄を規制する倫理的機能としてはたらくだろうか。さらに言えば「供養」は、もはや目の前に存在しないもの、非存在者（死者）に対して行われる生者の行為であるという側面を持つ³⁴。このような「供養」行為が、今後犠牲となりうる動物に対しての倫理的規制としてはたらくかどうかについては、「供養」の対象となる「死者」さえ忘却され、集団の自己確認として形骸化していく「供養」一般の状況に鑑みても、供養に倫理的機能を期待することは困難な道であるように思われる。

4-2 キリスト教における動物倫理と宗教的言説

欧米におけるキリスト教思想の伝統には、シンガーも指摘するように動物に関する配慮や倫理が欠けていた歴史がある³⁵。それは「神の似像 (image of God, Imago Dei)」として創られた理性的人間は他の動物とは異なる特別な存在である、というキリスト教の伝統的人間理解が強調されてきたためである。神の似像たる人間に、他の動物に対し「神」であるかのような支配と優越が認められるという誤った人間中心主義は、容易に動物に対する種差別や搾取に結びつく。キリスト教思想に基づく動物倫理の探究に関して、倫理学・哲学的思索と大きく異なる点は、聖書テキストおよび神学史・教会史のリソースが存在することであろう。それゆえにキリスト教思想においては教条的かつ硬直的に、「動物に対する人間の優越性」が不変の真理や教義であるかのように捉えられがちであった。実際キリスト教神学史においても、哲学・倫理学領域で、18世紀にベンサム
の思想が動物愛護への先鞭をつけたような事例はみられなかった。

現代キリスト教思想においても、シンガーの『動物の解放』初版が1975年に発表さ

³³ 脇本平也『宗教学入門』講談社学術文庫、1997年。

³⁴ 「非存在者を対象とする」という点に関し、また伊勢田論文における「供養の倫理」に対するコメントとして、一ノ瀬正樹は、同論集の中で「非存在者への倫理」が可能なのかという疑問を呈している。すなわち「非存在者への倫理」が、被害者自身に届く倫理であるのかという疑問と、これから犠牲になる存在に対しての倫理たりうるのかという問いである。

³⁵ Singer, 2009, pp.189-202.

れる一方で、キリスト教思想や神学は沈黙していたといっただろう³⁶。しかし昨今、キリスト教思想においても、動物に対する配慮の神学的根拠を論じる動きが生じている。1987年にはA.リンゼイが『キリスト教と動物の権利』を著し、現代のキリスト教神学における動物への配慮の重要性とその神学的根拠を述べている。リンゼイら現代キリスト教思想家・神学者らの試みは、聖書の再解釈とキリスト教の神学伝統の批判的継承によって遂行される。伝統的キリスト教神学で問われてこなかった動物倫理の問題を、現代の哲学・倫理的状況および社会状況に照らして構築する営みである。中でも注目すべきなのは、キリスト教の教義や神学の内にこそ、動物への真の配慮や正義が可能になるとして積極的にキリスト教思想を弁証し、倫理的動機として機能しうる宗教的言説と捉える立場が現代キリスト教思想家らにみてとれることである。

D. K. ミラーは、「ルカによる福音書」(第10章25節-37節)に登場する「善きサマリア人」の譬え話に基づき、彼の言う「物語倫理 (narrative ethics)」あるいは「物語的アプローチ (narrative approach)」によって、動物を「隣人」として捉えようとする試みを行っている³⁷。ミラーによれば、「善きサマリア人」の物語に登場する「隣人」概念は、人間でない存在も「隣人」として受容する射程を有すると解釈される。すなわち「動物なる隣人 (animal neighbors)」である。「善きサマリア人」の物語の「隣人」に動物も含まれるというその論拠は、この物語においては、「隣人愛を受ける対象」が誰であるかという点にではなく、「愛を与える主体の行為」に主眼がおかれていることが明白であるためである。

またK. リグビーも、倫理的に応答すべき「他者 (stranger)」には潜在的他者が含まれ、特定の誰かを「同胞」として設定しないがゆえに、「非人間 (=動物)」も応答すべき他者となりうる、と捉える³⁸。さらにリグビーは、「善きサマリア人」が何も発話をしなかったにもかかわらず、彼の傷ついた肉体において、その助けを求める「声 (voice)」が周囲に明らかに聴きとれたことに注目している。他者の「声」は、人間の言語によって媒介されるとは限らない。これは障がいを持つヒトであっても、言語によらない「声」を発して応答を求めるという点で、動物の場合と構造的には一致するだろう。動物の「非

³⁶ Introduction, in: *Good News for Animals?* ed. Charles Pinches and Jay B. McDaniel, (Maryknoll: Orbis Books, 1993), p.viii.

³⁷ Daniel K. Miller, *Animal Ethics and Theology. The Lens of the Good Samaritan*, (New York: Routledge, 2012).

³⁸ Kate Rigby, "Animal Calls", in: *Divinanimality. Animal Theory, Creaturely Theology*, ed. Stephen D. Moore, (New York: Fordham University Press, 2009), pp.116-133.

言語的語り」に応答しないという態度は、言語的コミュニケーションを取ることが困難な障がい者の権利問題を放置することと同様の地平を持つだろう。人間の「障がい者」ならば権利主張に耳を傾けるが、動物は「発話」しないため、いかに配慮すべきか分からないと看過すべきではない。また「障がい者」は人であるからコミュニケーションが容易である、というのも「健常者」の思い込みの側面があるだろう。リグビーは「動物が（人間を）呼ぶ」（animal calls）こと、「声」を聞いた人間がその動物を「憐れに思い」（ルカによる福音書 第10章33節）、倫理的応答を行うべきこともまた、この聖書テキストから読み取ることができるとする。

これらの立場に共通する見解は、動物への配慮・倫理が、宗教的教義に基づく固定化した義務あるいは禁忌禁制の類ではなく、聖書から引き出される「物語（narrative）」が個々人の倫理的動機となるという点にある。「善きサマリア人」の「物語（narrative）」の力は、義務や規制としてではなく、動物も含めた他者への応答をいかにするべきかを個々人に問い直す機能としてはたらく。またこの物語は集団に共有される性質のものではあるが、その物語の中で問われるのは、個別の他者に対する個々人の行為である。「動物供養の倫理」では、人間集団が「犠牲となった動物集団」に対する哀悼の行為者である点に比して、「隣人としての動物」概念には、あくまで個人が、個別の動物に対して応答するという要素が強く示されている。

むすび

動物への配慮には、動物達が言語によって自らの窮状を訴え、権利を主張することができないがゆえの困難がある。さらに、動物の「声」を代弁しなくてはならない責務が人間にあるという理解が共有されたとしても、人間は同時に動物を利用する受益者でもあるため、その利益を手放すことが非常に困難な決断となる。ヌスバウムは、従来の「権利」概念が道徳的行為を自らの判断で行いうる主体に限定されて用いられてきた事態を批判し、権利主張や能動的かつ主体的な権利行使ができない動物や障がい者らが「権原（entitlement）」を有することから「可能能力アプローチ（capabilities approach）」を採用した。また、ダイヤモンドは、シンガーとリーガンによる種差別を回避しようとする試みが、かえって動物と人間とが異なる種であることを強調する点を指摘し、「同胞（fellow）としての動物」という概念を提唱した。しかし、彼女らの批判も人間の側の合理的思考を契機として発信される論理にとどまっており、シンガーが提起した課題を克服できる

論理とは言えない。

動物は自らで権利を主張することができないために、彼ら自身の権利を容易に失い得る。動物に対する倫理に関しては、とりわけ非道を訴える相手が見えにくいがために、事態は深刻である。一ノ瀬正樹が指摘するように、ある事柄への「反対—賛成」の議論が決着せず、また反対の立場が法制化されない限り、現状維持として賛成の立場のみが実践され続けていくことになる「制度や習慣に関わる倫理的問題の本質的謎³⁹」が存在する。また動物のような自分の権利のために声を上げることができない者たち（障がい者や子供を含む）に関する倫理は、看過してしまえば「現状維持がいつのまにか優位に立つという事態⁴⁰」を招くことも一ノ瀬は指摘している。動物の「声」をすくい取るためには、現状を変えさせる強い倫理的動機が個人に求められるが、シンガー、リーガン、彼らの批判者であるヌスバウム、ダイヤモンドのいずれの議論も、その点では不十分と言わざるを得ない。

キリスト教に基づく宗教的言説は、強い動機づけを持ちうるという点で、動物倫理に一つの可能性を示唆すると考えられる。しかし日本の宗教的文脈における「供養の倫理」は、現状維持機能を強く持つという点において、また倫理が集団に共有されるものである点において、個々人の倫理的信念を揺さぶる力を欠くように思われる。動物利用のように、その社会制度を改善あるいは廃止した場合、そこから得られる様々な利益を放棄せざるを得ない状況に至るならば、人は困難な決断を回避して、現状を保持・助長しがちだからである。

キリスト教倫理学では、ミラーやリグビーらが「善きサマリア人」の物語から出発して動物倫理を展開している。ミラーは「隣人としての動物」という概念を提唱し、リグビーは他者の「声」が人間を動かすという。「善きサマリア人」の物語は、人を新たな物語的文脈に投げ込み、それまで何となく受け継いできた習慣や考え方を覆したり、省察したり、場合によっては自らにとって不利益を被る行動に出ることを求める。社会において動物倫理の合意を形成することは、価値や美德を問わない倫理学の強みであり、欧米においてその点での実績もある。しかし「隣人としての動物」というキリスト教的言説は、これまで拾われてこなかった動物の「声」をすくい上げ、人間にとって不利益になる場合でも動物たちの声を社会に対して代弁する機能を持つのではないだろうか。

³⁹ 一ノ瀬、2011年、302頁。

⁴⁰ 上掲書、301-302頁。

具体的に「動物の声を聴く」隣人になるとは、そもそも道に倒れている声なき相手が自分の隣人であること、そしてその窮状に「気づく」ことから始まるだろう。動物利用を当然の前提とする我々の社会は、動物を搾取している事態について、それが存在しないかのように振る舞い、忘却している。またすでに死した動物を「供養」する宗教的言説は、人間の心の慰撫のために行うことであり、目の前にいる応答すべき相手として、現在窮状にある動物は想定されず、社会全体で動物利用そのものを問い直す方向にも向かい得ないだろう。動物が不在のまま行われる宗教的言説には、倫理的動機づけという効用を期待することはできない。とはいえ、「目の前の動物を助ける」行為に恣意的な要素が含まれることも否めない。しかし恣意的・選好的な要素を完全に排除しようとするあまり、動物倫理が全く進展しないとしたら（動物利用の改良・削減を怠る等）、人間は隣人の側からの「呼びかけ」を無視し続けていることに他ならない。「隣人としての動物」というキリスト教の宗教的言説は、動物利用の実態に目を向けるか否か、その責任を人間に迫るのである。

キーワード: 動物倫理、キリスト教、供養、物語倫理、隣人としての動物

Keywords: animal ethics, Christianity, Kuyou, narrative ethics, animal neighbors